

(3) 指定の取消等（新法第9条の17関係）

イ 都道府県知事は、障害者雇用支援センターが次のいずれかに該当するときは、指定を取り消すことができるものであること。

(イ) 新法第9条の13に規定する業務を適正かつ確実に実施することができないと認められるとき。

(ロ) 指定に関し不正の行為があったとき。

(ハ) 新法第3章第4節の規定又は当該規定に基づく命令若しくは処分に違反したとき。

<参考：障害者の雇用の促進等に関する法律>

(業務)

第9条の13 障害者雇用支援センターは、前条第1項の規定による指定に係る区域において、次に掲げる業務を行うものとする。

一 支援対象障害者に対して、その障害の種類及び程度に応じ、必要な職業準備訓練を行うこと。

二 前号の職業準備訓練を受けた後職業に就いた支援対象障害者に対して、必要な助言その他の援助を行うこと。

三 第1号の職業準備訓練を受けた支援対象障害者を雇用し、又は雇用しようとする事業主に対して、当該支援対象障害者の雇用に必要な障害者の雇用管理に関する事項についての助言その他の援助を行うこと。

四 支援対象障害者の通勤への同行その他の支援対象障害者が職業に就くことに伴い必要となる介助等の支援を行う者（以下この条において「障害者雇用支援者」という。）に関する情報を収集し、及び整理すること。

五 第2号及び第3号に掲げるもののほか、事業主、支援対象障害者その他の関係者に対して、前号の規定により収集し、及び整理した障害者雇用支援者に関する情報を提供すること。

六 障害者雇用支援者に対して、第4号の支援を適切に行うために必要な知識及び技能を習得させるための研修を行うこと。

七 前各号に掲げるもののほか、支援対象障害者とその職業生活における自立を図るために必要な業務を行うこと。

第3章 第4節 身体障害者及び知的障害者以外の障害者に関する特例

(精神障害者に関する助成金の支給業務の実施等)

第39条の13 政府は、精神障害者である労働者及び精神障害者である短時間労働者に関しても、第18条第2号から第9号までの規定及び同条第11号に掲げる業務に相当する業務を行うことができる。

2 前項の場合においては、当該業務は、第18条第2号から第9号までの規定及び同条第11号に掲げる業務に含まれるものとみなして、第20条、第26条、第2節第3款、第59条第1項、第59条の2から第60条の2まで、第64条から第64条の3まで、第64条の5及び第70条の2の規定(これらの規定に係る罰則の規定を含む。)を適用する。この場合において、第20条第2項中「身体障害者又は知的障害者」とあるのは「身体障害者、知的障害者又は精神障害者」と、第39条の3中「第18条」とあるのは「第39条の13第1項」とする。

(身体障害者等以外の障害者の雇用の促進に関する研究等)

第39条の14 政府は、障害者(身体障害者、知的障害者及び精神障害者を除く。)に関しても、第18条第9号の規定及び同条第11号(同条第9号に係る部分に限る。次項において同じ。)に掲げる業務に相当する業務を行うことができる。

2 前項の場合においては、当該業務は、第18条第9号の規定及び同条第11号に掲げる業務に含まれるものとみなして、第20条、第26条、第2節第3款、第59条第1項、第59条の2から第60条の2まで、第64条から第64条の3まで、第64条の5及び第70条の2の規定(これらの規定に係る罰則の規定を含む。)を適用する。この場合において、第20条第2項中「身体障害者又は知的障害者」とあるのは「障害者」と、第39条の3中「第18条」とあるのは「第39条の14第1項」とする。

第18条 政府は、身体障害者又は知的障害者の雇用に伴う経済的負担の調整並びにその雇用の促進及び継続を図るため、次に掲げる業務を行う。

一 事業主(特殊法人を除く。以下この節において同じ。)で次条第1項の規定に該当するものに対して、同項の障害者雇用調整金を支給すること。

二 身体障害者若しくは知的障害者を労働者として雇い入れる事業主又は身体障害者若しくは知的障害者である労働者を雇用する事業主に対して、これらの者の雇入れ又は雇用の継続のために必要となる施設又は設備の設置又は整備に要する費用に充てるための助成金を支給すること。

三 身体障害者又は知的障害者である労働者を雇用する事業主又は当該事業主の加入している事業主の団体に対して、身体障害者又は知的障害者である労働者の福祉の増進を図るための施設の設置又は整備に要する費用に充てるための助成金を支給すること。

- 四 身体障害者(重度身体障害者その他の厚生労働省令で定める身体障害者に限る。以下この号及び次号において同じ。)又は知的障害者である労働者を雇用する事業主に対して、身体障害者又は知的障害者である労働者の雇用に伴い必要となる介助その他その雇用の安定を図るために必要な業務(身体障害者又は知的障害者である労働者の通勤を容易にするための業務を除く。)を行う者を置くことに要する費用に充てるための助成金を支給すること。
- 五 身体障害者若しくは知的障害者である労働者を雇用する事業主又は当該事業主の加入している事業主の団体に対して、身体障害者又は知的障害者である労働者の通勤を容易にするための措置に要する費用に充てるための助成金を支給すること。
- 六 重度身体障害者又は知的障害者である労働者を多数雇用する事業所の事業主に対して、当該事業所の事業の用に供する施設又は設備の設置又は整備に要する費用に充てるための助成金を支給すること。
- 七 身体障害者又は知的障害者の職業に必要な能力を開発し、及び向上させるための教育訓練(厚生労働大臣が定める基準に適合するものに限る。以下この号において同じ。)の事業を行う次に掲げるものに対して、当該事業に要する費用に充てるための助成金を支給すること並びに身体障害者又は知的障害者である労働者を雇用する事業主に対して、身体障害者又は知的障害者である労働者の教育訓練の受講を容易にするための措置に要する費用に充てるための助成金を支給すること。
- イ 事業主又はその団体
- ロ 学校教育法(昭和22年法律第26号)第82条の2に規定する専修学校又は同法第83条第1項に規定する各種学校を設置する私立学校法(昭和24年法律第270号)第3条に規定する学校法人又は同法第64条第4項に規定する法人
- ハ 社会福祉法第22条に規定する社会福祉法人
- ニ その他身体障害者又は知的障害者の雇用の促進に係る事業を行う法人
- 八 障害者雇用支援センターに対して、身体障害者又は知的障害者の雇用の促進又は継続に係る第9条の13第1号に掲げる業務(前号の教育訓練に該当するものを除く。)及び同条第2号から第7号までに掲げる業務に要する費用に充てるための助成金を支給すること。
- 九 事業主の団体で、身体障害者又は知的障害者の雇用の促進に係る事業を行うものに対して、当該団体が行う身体障害者若しくは知的障害者の雇用に関する技術的事項についての研究、調査若しくは講習の事業又は身体障害者若しくは知的障害者の雇用について事業主その他国民一般の理解を高めるための啓発の事業に要する費用に充てるための助成金を支給すること。
- 十 第26条第1項に規定する障害者雇用納付金の徴収を行うこと。
- 十一 前各号に掲げる業務に附帯する業務を行うこと。

(助成金の支給)

第20条 厚生労働大臣は、厚生労働省令で定める支給要件、支給額その他の支給の基準に従つて第18条第2号から第9号までの助成金を支給する。

- 2 前項の助成金の支給については、身体障害者又は知的障害者の職業の安定を図るため講じられるその他の措置と相まつて、身体障害者又は知的障害者の雇用が最も効果的かつ効率的に促進され、及び継続されるように配慮されなければならない。

(障害者雇用納付金の徴収及び納付義務)

第26条 厚生労働大臣は、第18条第1号の調整金及び同条第2号から第9号までの助成金の支給に要する費用並びに同条各号に掲げる業務に係る事務の処理に要する費用に充てるため、この款に定めるところにより、事業主から、毎年度、障害者雇用納付金（以下「納付金」という。）を徴収する。

- 2 事業主は、納付金を納付する義務を負う。

第2節 第3款 日本障害者雇用促進協会による障害者雇用納付金関係業務の実施 (日本障害者雇用促進協会による納付金関係業務の実施)

第39条の2 厚生労働大臣は、次章の規定により日本障害者雇用促進協会が設立されたときは、日本障害者雇用促進協会に第18条各号に掲げる業務（以下「納付金関係業務」という。）を行わせるものとする。

- 2 第9条の10第2項から第5項までの規定は、前項の規定により日本障害者雇用促進協会に納付金関係業務を行わせる場合について準用する。この場合において、同条第2項中「並びに日本障害者雇用促進協会が設置及び運営を行う障害者職業センターの名称及び位置」とあるのは、「及び第39条の2第1項に規定する納付金関係業務を行う事務所の所在地」と読み替えるものとする。

第39条の3 日本障害者雇用促進協会が行う納付金関係業務に関して前2款の規定を適用する場合においては、第18条中「政府」とあり、並びに第19条第1項、第20条第1項、第26条第1項、第29条第1項及び第4項から第6項までの規定、第30条、第31条第1項及び第3項、第32条、第33条第1項並びに第36条第2項中「厚生労働大臣」とあるのは「日本障害者雇用促進協会」と、第32条第3項中「国税滞納処分の例により」とあるのは「厚生労働大臣の認可を受けて、国税滞納処分の例により」とする。

(助成金の支給に係る厚生労働大臣の認可)

第39条の4 日本障害者雇用促進協会は、納付金関係業務を行う場合において、自ら第18条第2号から第9号までの助成金の支給を受けようとするときは、厚生労働省令で定めるところにより、厚生労働大臣の認可を受けなければならない。

(徴収金の帰属)

第39条の5 日本障害者雇用促進協会が徴収した納付金その他前款及びこの款の規定による徴収金は、日本障害者雇用促進協会の収入とする。

(徴収金の徴収に関する不服申立て)

第39条の6 納付金その他前款及びこの款の規定による徴収金の賦課又は徴収の処分(厚生労働大臣が行うものを除く。)について不服がある者は、厚生労働大臣に対して行政不服審査法(昭和37年法律第160号)による審査請求をすることができる。

(不服申立てと訴訟との関係)

第39条の7 前条に規定する処分の取消しの訴えは、当該処分についての審査請求に対する厚生労働大臣の裁決を経た後でなければ、提起することができない。

(資料の提出命令等)

第39条の8 日本障害者雇用促進協会は、納付金関係業務を行うときは、第18条第10号に掲げる業務に関して必要な限度において、事業主に対し、身体障害者又は知的障害者である労働者の雇用の状況その他の事項についての文書その他の物件の提出を求めることができる。

2 日本障害者雇用促進協会は、納付金関係業務を行う場合において納付金関係業務に関し必要があると認めるときは、事業主、その団体又は第18条第7号ロからニまでに掲げる者(第81条第1項において「事業主等」という。)に対し、必要な事項についての報告を求めることができる。

(業務)

第59条 協会は、次の業務を行う。

- 一 職業センターの設置運營業務を行うこと。
- 一の二 職業能力開発校の運營業務を行うこと。
- 一の三 納付金関係業務を行うこと。
- 一の四 第79条第2項に規定する業務を行うこと。
- 二 会員及び事業主に対して、障害者の雇入れ、雇用環境の整備その他障害者の雇用に関する技術的事項について指導及び援助を行うこと。
- 三 事業主その他の者に対して障害者の雇用管理に関する研修を行うこと。
- 三の二 労働者が障害者となった後において当該労働者の雇用を一定期間以上継続する事業主であつて、当該雇用の継続のため政令で定める措置を講ずるものに対して、厚生労働省令で定める基準に適合する給付金を支給すること。
- 四 障害者の技能に関する競技大会を開催すること。
- 五 障害者の雇用に関する調査、研究及び広報を行うこと。
- 五の二 障害者の雇用に関する国際協力を行うこと。
- 六 第2号から前号までに掲げる業務に附帯する業務を行うこと。
- 七 前各号に掲げるもののほか、障害者の雇用の促進及びその職業の安定に関し必要な業務を行うこと。

(業務の委託)

第59条の2 協会は、厚生労働大臣の認可を受けて、前条第1項第1号の3及び第1号の4に掲げる業務の一部を、障害者の雇用の促進及びその職業の安定に係る事業を行う法人又は金融機関に委託することができる。

2 前項の規定による厚生労働大臣の認可があつた場合においては、金融機関は、他の法律の規定にかかわらず、当該認可に係る業務を受託することができる。

3 第1項の規定により業務の委託を受けた金融機関（第68条第1項、第85条第2項及び第86条第1項において「受託金融機関」という。）の役員又は職員であつて当該委託業務に従事するものは、刑法その他の罰則の適用については、法令により公務に従事する職員とみなす。

(業務方法書)

第60条 協会は、第59条第1項第1号から第1号の3まで及び第3号の2に掲げる各業務について、それぞれ当該業務の開始前に、業務方法書を作成し、厚生労働大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

2 前項の業務方法書に記載すべき事項は、厚生労働省令で定める。

3 厚生労働大臣は、第59条第1項第1号の3及び第3号の2に掲げる業務について第1項の認可をしたときは、厚生労働省令で定めるところにより、その旨を官報で公示しなければならない。

(業務の開始等の届出)

第60条の2 協会は、第59条第1項第1号から第1号の4まで及び第3号の2に掲げる各業務を開始する際、それぞれ当該業務を開始する日及び当該業務を行う事務所（同項第1号に掲げる業務にあつては、当該業務を行う事務所並びにその設置及び運営を行う障害者職業センター。以下この条において同じ。）の所在地を厚生労働大臣に届け出なければならない。協会が当該業務を行う事務所の所在地を変更しようとするときも、同様とする。

(区分経理)

第64条 協会は、第59条第1項第1号から第1号の3まで及び第3号の2に掲げる各業務に係る経理については、それぞれ他の業務に係る経理と区分し、特別の会計を設けて行わなければならない。

(利益及び損失の処理)

第64条の2 協会は、毎事業年度、納付金関係業務に関する損益計算において利益を生じたときは、前年度から繰り越した損失を埋め、なお残余があるときは、その残余の額は、積立金として整理しなければならない。

2 協会は、毎事業年度、前項の損益計算において損失を生じたときは、同項の規定による積立金を減額して整理し、なお不足があるときは、その不足額は、繰越欠損金として整理しなければならない。

(借入金)

第64条の3 協会は、納付金関係業務に関し資金の借入れをしようとするときは、厚生労働大臣の認可を受けなければならない。

2 前項の規定による借入金は、当該事業年度内に償還しなければならない。ただし、資金の不足のため償還することができない金額に限り、厚生労働大臣の認可を受けて、これを借り換えることができる。

3 前項ただし書の規定により借り換えた借入金は、1年以内に償還しなければならない。

(余裕金の運用)

第64条の5 協会は、次の方法による場合を除き、納付金関係業務に係る業務上の余裕金を運用してはならない。

- 一 国債、地方債その他厚生労働大臣の指定する有価証券の取得
- 二 銀行その他厚生労働大臣の指定する金融機関への預金又は郵便貯金

(協議)

第70条の2 厚生労働大臣は、次の場合には、財務大臣と協議しなければならない。

- 一 第59条の2第1項（金融機関に委託する場合に限る。）、第60条第1項（第59条第1項第1号の3及び第3号の2に掲げる業務に係るものに限る。）、第61条の2（第59条第1項第1号の3及び第3号の2に掲げる業務に係るものに限る。）又は第64条の6の認可をしようとするとき。
- 二 第60条第2項（第59条第1項第1号の3及び第3号の2に掲げる業務に係るものに限る。）、第64条の6又は第64条の8の厚生労働省令を定めようとするとき。
- 三 第63条第1項（第59条第1項第1号の3及び第3号の2に掲げる業務に係るものに限る。）の承認をしようとするとき。
- 四 第64条の5第1号又は第2号の規定による指定をしようとするとき。